

# くらしの情報 ふなばし

No.172

平成31年(2019年)3月15日発行  
船橋市消費生活センター  
船橋市本町1-3-1  
JR 船橋駅南口フェイスビル5階  
TEL 047-423-3006

## 引越しを知る

### ～かしこい引越しのポイント～

消費者ニーズの多様化や、ドライバーの不足など、引越し業界を取り巻く環境は、大きく変化しています。この変化に対応するため、標準引越し運送約款等が改正され引越しの契約ルールが変わりました。

(平成30年6月1日施行)

### 目次

- ・引越しを知る …………… 1～2
- ・引越しにまつわるトラブル …… 3
- ・引越しの際の手続き一覧 …… 4

## 引越しの基礎知識

標準引越し運送約款は国土交通省が定めた引越しのルールです。見積り時に提示されるのでしっかり確認しましょう。



### 標準引越し運送約款の 適用のある引越しは 「貸切引越し」

車両を貸切で行う引越し

### 「積合せ運送」

車両1台で複数の利用者の引越しを行う方法

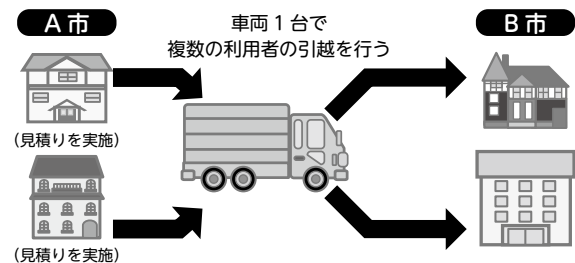
※単身者向け等「カゴ台車」等の容器単位で価格設定された引越しサービスでは、標準引越し運送約款が適用されない場合があります。



### 貸切引越しのイメージ



### 積合せ運送による引越しのイメージ



### \*見積りが重要\*

- ・引越し料金は、荷造り・梱包・開梱・搬出・搬入などの**作業内容**や、清掃・エアコン取外し・取付け等の**サービス内容**により決まります。
- ・複数の事業者に見積りを依頼し、金額だけではなく**サービス内容**も確認しましょう。
- ・勘違いや行き違いを防ぐためにも 積み込む荷物の量などの**下見**を依頼しましょう。
- ・念入りに打ち合わせ、打ち合わせ内容は**見積書に記載**してもらいましょう。



# 引越しの流れ と 注意点



## 見積り

〈 事業者が引き受けを拒否できるもの 〉

〈 事前申告 〉

## 契約

- ・見積りは無料
- ・下見(現地での荷物確認)の費用は依頼者が事前に了解した場合は請求されますので、金額を確認しましょう
- ・見積りの際に、内金、手付金などを支払う必要はありません
- ・携帯できる貴重品…現金、有価証券、宝石・貴金属、預金通帳、印鑑、キャッシュカード等
- ・火薬類等の危険品、不潔品、ペット、美術品、骨董品等
- ・引き受けを拒否できるものを事前申告しなかった場合は、紛失しても免責になったり、トラックに破損や汚損などの損害を与えると賠償責任を問われます
- ・電子機器类等壊れやすいもの、変質腐敗しやすいもの

## 解約・延期手数料

- ・当日の解約・延期 → 運賃及び料金の**50%**以内
- ・前日の解約・延期 → 運賃及び料金の**30%**以内
- ・前々日の解約・延期 → 運賃及び料金の**20%**以内

## 見積書記載内容の確認

- ・**3日前までに**、引越し事業者より見積書の内容に変更がないか連絡があるので、確認しておきます
- ・荷物の量に変更があった場合は早めに申し出ます

## 引越し前日まで

- ・荷造り梱包サービスを依頼しない場合は、自分で梱包します  
必要ないものは事前に処分しておきます
- ・本など重たいものは小さな段ボールに詰めます
- ・食器などの割れ物:一つずつペーパーで包み、皿やグラス類は立てて入れ、動かないよう隙間にも詰めものをします
- ・電気製品:冷蔵庫は前日にプラグを抜き 水抜き、霜取りをします  
洗濯機はホースの中も水抜きをします
- ・石油ストーブ:タンク内の灯油は抜いて空焚きし、電池も抜きます
- ・エアコン:事前に引越し事業者と打ち合わせをしておきます

## 引越し当日

- ・**確認** 携帯できる貴重品は、自分で管理します  
搬出後に、部屋などに残った荷物はないか  
家屋の床や壁に、引越しでできたキズはないか  
搬入後に、トラックに残った荷物はないか

## 荷物のチェック

- ・できる限り早めに破損や紛失がないか荷物をチェックし、発見したら、すぐに引越し事業者に連絡します
- ・引越し後**3か月以内**に引越し事業者に破損や紛失を通知しないと事業者の**賠償責任**は消滅します



# 引越しにまつわるトラブル

相談窓口  
から

## 事例 1

インターネットで見つけた引越し事業者と、自分で家具や荷物の数量を入力して契約した。引越し当日に事業者から「申し出があった荷物の数量と違うから、積み切れない」と言われ、荷物の一部を運んでももらえなかった



引越し事業者と契約する際には、事業者の下見をしてもらわないと、家具の数や大きさ、荷物の総数が正確に伝わらず、「荷物を積みきれない」、「当日追加の料金を請求された」等のトラブルとなることがあります。**契約の前に引越し事業者の下見をしてもらいましょう**

## 事例 2

引越し事業者に、「インターネット回線を一緒に契約すれば、引越し料金から3万円を割り引く」と言われ、インターネット回線も契約した。引越しした1か月後、インターネット回線が必要なくなり解約したら、回線事業者への解約料2万円の他に、引越し事業者からも違約金3万円を請求された



インターネット回線の契約は複数年の契約期間が定められ、契約期間内に解約した場合、回線事業者への解約料の他に、引越し事業者からも割引額を請求される場合があります。インターネット回線の他にもウォーターサーバーや電気の契約を勧誘される場合もあります。契約をする際には、**契約期間や違約金の有無を必ず確認しましょう**

## 事例 3

引越し事業者の下見に来てもらった際、事業者が段ボール箱を置いて行った。後日、他の引越し事業者と契約することに決め、最初の事業者に契約しないことを伝えると、段ボール代7000円を請求された



見積りの段階で段ボール箱等を受け取ると、料金や返却方法でトラブルになることがあります。あらかじめ有料との説明がなかったのであれば、段ボール代を支払う必要はありません。トラブルを避けるためにも**梱包資材などは契約してから受け取りましょう**

## 事例 4

引越しが終わった3日後、高価な宝石や衣類を入れていた段ボール箱が1箱無くなり、タンスにもキズが付いていることに気づいた。引越し事業者に伝えたところ、タンスのキズと衣類については賠償するが、宝石は賠償できないと断られた



引越し事業者の不注意等により、荷物が無くなったり、壊れたりした際には、損害賠償の対象となります。ただし、約款により、宝石などの**貴重品や壊れやすい物があることを事前に申告**しなかった場合には、その物が無くなったり、壊れたりしても賠償を受けることができないので注意しましょう



# 引越しの際の手続き一覧（船橋市）

この一覧表は、さまざまな手続きを簡単にまとめたものです。詳細は、担当課にお問い合わせください。

	いつ	なに	どこ	連絡先	
転出	船橋市への届出	引越日まで	住民登録（転出届）	戸籍住民課	047-436-2265
			印鑑登録		047-436-2270
			国民健康保険、後期高齢者医療制度	国民健康保険課	047-436-2395
			身体障害者手帳・療育手帳等	障害福祉課	047-436-2345
			重度心身障害者医療費助成		047-436-2357
			介護保険	介護保険課	047-436-2302
			子ども医療費・児童手当	児童家庭課	047-436-2316
	小・中学校の転校	学務課	047-436-2853		
その他	転居前 早目	電気・ガス・水道	検針票に記載された電話番号		
転入	船橋市への届出	14日以内	住民登録（転入届）	戸籍住民課	047-436-2265
			印鑑登録		047-436-2270
			国民健康保険、後期高齢者医療制度	国民健康保険課	047-436-2395
			身体障害者手帳・療育手帳等	障害福祉課	047-436-2345
			重度心身障害者医療費助成		047-436-2357
			介護保険	介護保険課	047-436-2302
			子ども医療費・児童手当	児童家庭課	047-436-2316
	小・中学校の転校	学務課	047-436-2853		
その他	15日以内	自動車、バイク	習志野自動車 検査登録事務所	050-5540-2024 (音声案内)	
		車庫証明	船橋警察署	047-435-0110	
		運転免許証	船橋東警察署	047-467-0110	

## ☆まちづくり出前講座

消費生活相談員が講師としてあなたの地域・町会・サークルに出向きます。

- 社会教育課（047-436-2895）で受付しています。

消費者講座Ⅰ・・・幼児・小学生・保護者向け

（やくそくやきまりごと、おこづかいの管理など）

消費者講座Ⅱ・・・中・高校生・若者向け

（契約の仕組み、さまざまなトラブルにあわないためになど）

消費者講座Ⅲ・・・成人・高齢者向け（悪質商法、契約トラブルとその対処法）

## ☆弁護士による多重債務専門相談（予約制）

- 消費生活センター（047-423-3006）で予約受付しています。（無料）

\*消費生活相談員による事前相談を受けてください。

【日時】第2・4土曜日

午前10時～午後4時

（祝日・年末年始は休み）

### 船橋市消費生活センター

場 所： JR船橋駅南口フェイスビル5階

電 話： 047-423-3006

相談受付： 月～金曜日 第2・4土曜日

午前9時～午後4時

（祝日・年末年始は休み）